

改

正

後

個⑥027-1 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書（付表）

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書(付表)

この付表は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合で、このほかに震災関連寄附金についても寄附金控除を受けるときに「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の「1 寄附金控除額の計算」に代えて使用します。

まず、この付表を記入し、㊤、㊦及び㊨の金額を「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の㊤欄、㊨欄及び㊨欄にそれぞれ転記します。

この付表は「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」と一緒に提出してください。

(平成 年分)

氏 名

1 寄附金控除額の計算

寄 附 金 の 区 分 等	寄 附 金	適用対象額 (最高1千万円)	㊤	円	「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の㊤の適用対象額を転記してください。 なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の2により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の額から㊤の金額を除いたものを記入してください。 (注) 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の額と同額になります。 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の震災関連寄附金の額を転記してください。	
		㊤以外の寄附金の額	㊦			申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。 (注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額） なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㊰の金額を転記してください。
		㊤ + ㊦	㊧			
		震災関連寄附金の額	㊨			
	所得金額の合計額		㊩		「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の㊮欄に転記します。	
	㊩ × 40%		㊪			
	㊧と㊪のいずれか 少ない方の金額		㊫			
	㊩ × 80%		㊬			
	㊨ + ㊫		㊭			
	㊬と㊭のいずれか 少ない方の金額		㊮			
除 の 計 算	寄附金控除額 (㊮ - 2千円)		㊯	(赤字のときは0)		
	㊮ - ㊫		㊰	(赤字のときは0)		
	㊮と㊰のいずれか 少ない方の金額		㊱			
取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算	取得費の調整対象額 (㊱ - 2千円)		㊲	(赤字のときは0)	「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の㊱欄に転記します。	

24. 1

改

正

前

個⑥027-1 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書（付表）

(新 規)